



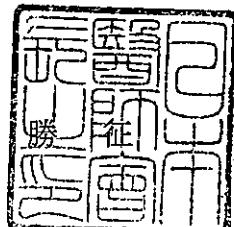
日医発第 214 号 (地 I 78)

平成 23 年 6 月 14 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原 中



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行について

今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について」の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）を踏まえ、先般、公布、施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、医療法の一部が改正されたことを受けたものであります。

改正法により、医療計画の必要的記載事項のうち、地域医療支援病院等の整備目標に関する事項等の記載が努力規定とされております。

なお、同通知では、各都道府県に対し、それぞれの地域の実情に応じて引き続きその整備に努めるよう求めております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、都道府県医療計画の見直しの際は適切な対応につきご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。



医政発0502第6号
平成23年5月2日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛に通知を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

医政発0502第6号
平成23年5月2日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行について

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。以下「整備法」という。）が平成23年5月2日に公布され、同日以降順次施行されることとされたところである。

これに伴い、医療法（昭和23年法律第205号）については、下記のとおり改正されたところであるので、御了知の上、その事務の運営に当たってよろしく御配慮願いたい。

記

1. 改正の趣旨

地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推進するため、医療法について所要の措置を講ずるもの。

2. 改正の内容

医療計画に定めるものとされている事項のうち、

- ・ 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項（医療法第30条の4第2項第9号）
- ・ 医療法第30条の4第2項第1号から第12号までに掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項（医療法第30条の4第2項第13号）

については、医療計画に定めるよう努めるものとしたこと（整備法第14条）。

なお、地域医療支援病院については、これまで紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、医療機関の役割分担と連携の推進に重要な役割を果してきたところであり、各都道府県においては、それぞれの地域の実情に応じて、引き続きその整備に努めていただくようお願いする。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために、法律の整備に関する法律をこのに公布する。

御名 御璽
平成二十三年五月一日

内閣総理大臣 菅 直人

(押印)

法律第三十七節
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために、関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係(第一条—第三条)
- 第二章 総務省関係(第四条—第八条)
- 第三章 文部科学省関係(第九条—第十二条)
- 第四章 厚生労働省関係(第十三条—第十四条)
- 第五章 農林水産省関係(第二十一条—第二十五条)
- 第六章 経済産業省関係(第二十六条—第三十条)
- 第七章 國土交通省関係(第三十一条—第三十八条)
- 第八章 環境省関係(第三十九条—第四十一条)

附則

第一章 内閣府関係

(災害対策基本法の一部改正)

第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百一十二年)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項及び第四項を次のように改める。

3 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。中央内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聞くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第四十二条第三項中、「第四十条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「修正しようとする」を「修正した」と改め、同条第四項を削除する。

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)

第一条 中心市街地の活性化に関する法律(平成一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項とし、同条第十項中、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中、「第六項」を「第七項」に、「第一項第四号から第十号まで」を「第一項第一号から第八号まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中、「あつた基本計画」を「あつた場合において、基本計画のうち第一項に掲げる事項に係る部分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中、「第一項第七号」を「第一項第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、基本計画を定める場合には、次に掲げる事項について定めるよ

うるものとする。

一 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

二 中心市街地の活性化の目標

三 その他中心市街地の活性化に資する事項

第十一条第一項中、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第一項中、「前条第六項」を「前条第七項」に「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第十二条第一項中、「第九条第四項から第十一項まで」を「第九条第五項から第十一項まで」に改める。

第十三条第一項中、「第九条第六項」を「第九条第七項」に改め、同条第一項中、「第九条第四項から第十号まで」を「第九条第一項第一号から第八号まで」に改める。

第十四条第一項中、「第九条第六項名号」を「第九条第七項名号」に改め、同条第三項中、「第九条第九項」を「第九条第十項」に改め、「同条第四項中、「第九条第九項」を「第九条第十項」に「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十五条第一項及び第四項第一号中、「第九条第一項第四号から第八号まで」を「第九条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第十六条第一項中、「第九条第二項第四号」を「第九条第一項第一号」に、「第九条第一項第五号」を「第九条第一項第六号」に、「第九条第一項第七号」を「第九条第一項第四号」に改める。

第十七条第一項中、「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第十八条第一号中、「第九条第一項第六号」を「第九条第一項第七号」に改める。

第十九条第一項中、「第九条第一項第八号」を「第九条第一項第六号」に改める。

第五十七条第一号中、「第九条第七項」を「第九条第八項」に改める。

(区間府設置法の一部改正)

第三條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようになるとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を推進するための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関する事項

(消防組織法の一部改正)

第一条 総務省関係

第九条第一項中、「第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第七号までを「導すつくり上げ、同項第八号中、「第四号」を「第一号」に改め、同項を同項第六号とし、同項第九号中、「第四号」を「第一号」に改め、同項を同項第七号とし、同項中第十号を第八号とし、第十一号を削り、第十一号を第五号とする。同項を同項第七号とする。同項を同項第十号とする。

第一項中、「においては」の下に「おおむね」を加える。

第五条の三第一項中「に従い条例で指定する」を「を参照して条例で指定する」と、「に従い条例で定めるところ」を「を参照して条例で定めるところ」と改め、「当該異動又は学校等の移転の日から三年以内の期間(当該異動又は学校等の移転の日から起算して三年を経過する際文部科学省令で定める基準に従い条例で定める条件に該当する者にあっては、更に二年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の四を超えない範囲内の月額の」を削り、同条第一項中「前項」を「同項」に、「に従う」を「を参照して」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和二十一年法律第六十一条)の一部を次のように改正する。

第四十七条の五第五項中「第九項において同じ」を削り、同条第九項を削る。

第四章 厚生労働省関係

(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童福祉法(昭和二十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の五の四第一項第一号並びに第二十一條の五の十五第一項第一号及び第三号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第二十一条の五の十八第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項の次に次の二項を加える。

都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一 指定通所支援に従事する従業者及びその員数

二 指定通所支援の事業に係る居室及び病室の床面積その他の指定通所支援の事業の設備に関する事項であつて、障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとし、厚生労働省令で定めるもの

四 指定通所支援の事業に係る利用定員

第二十一条の五の十中「第二十一条の五の十八第三項」を「第二十一条の五の十八第四項」に改める。

第二十一条の五の十一第一項第一号及び第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第二十一条の五の十八第三項」を「第二十一条の五の十八第四項」に改める。

第二十一条の五の十三第三第一項第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第二十一条の五の十三第三第一項第三号を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一 指定入所支援に従事する従業者及びその員数

二 指定障害児入所施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定障害児入所施設等の設備に関する事項であつて、障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定障害児入所施設等の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとし、厚生労働省令で定めるもの

四 指定通所支援の事業に係る利用定員

第二十一条の五の十一第一項第一号及び第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第二十一条の五の十八第三項」を「第二十一条の五の十八第四項」に改める。

第二十一条の五の十三第三第一項第三号を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一 指定入所支援に従事する従業者及びその員数

二 指定障害児入所施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定障害児入所施設等の設備に関する事項であつて、障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定通所支援の事業に係る利用定員

第二十一条の五の十一第一項第一号及び第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第二十一条の五の十八第三項」を「第二十一条の五の十八第四項」に改める。

第二十一条の五の十三第三第一項第三号を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一 指定通所支援に従事する従業者及びその員数

二 指定障害児入所施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定障害児入所施設等の設備に関する事項であつて、障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定通所支援の事業に係る利用定員

第二十一条の五の十一第一項第一号及び第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第二十一条の五の十八第三項」を「第二十一条の五の十八第四項」に改める。

第二十一条の五の十三第三第一項第三号を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一 指定入所支援に従事する従業者及びその員数

二 指定障害児入所施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定障害児入所施設等の設備に関する事項であつて、障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定通所支援の事業に係る利用定員

第二十一条の五の十一第一項第一号及び第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第二十一条の五の十八第三項」を「第二十一条の五の十八第四項」に改める。

第二十一条の五の十三第三第一項第三号を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一 指定入所支援に従事する従業者及びその員数

二 指定障害児入所施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定障害児入所施設等の設備に関する事項であつて、障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(河川法の一部改正)
第三十六条 河川法(昭和三十九年法律第四百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三百零一条第一項中「とあるのは「都道府県知事」と」の下に「第十三条第一項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参照して市町村の条例」と」を盛える。

（都市計画法の一部改正）

第三十ニ條 都市計画法（昭和四十二年法律第二百零二号）の一部を次のとおり改正する。

区域に係る都市計画（政令で定める軽微なものを除く。）又は「」を認める。

**第十九条第三項中「協議し
その同意を得なければ」を
「協議しなければ」に改め
同項は後記**

この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。

(国土利用計画法の一部改正)
第三十九条 國土利用計画法(昭和四十九年法律第二十号)の第一款を次のように改正する。

第九条第十項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第十一項

中「同様をしようとする」を「規定による監視を受けた」に改める。
第八章
環境監視系

(大気汚染防止法の一部改正)

第三十九条 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

割り、同項に次の二号を加える。

六
計画の達成の方途
第五条の二第三項「あらかじめ」の下に「第一回定期終了後再び定期開催する」とある。

加え、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

(自然環境保全法の一部改正)
第四十条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一項を次のように改正する。

第四十九条を削り、第五十条を第四十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(国等に関する特例)

における行為につき規制を定めた場合における國の機關又は地方公共団体が行う行為に関する特

（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特例に）二において準用する第二十一条の規定の例による。

措置法の一部改正

第四十一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七〇号）の一部を次のよう改定する。

第七条第三項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第四項中

「同意をしようとする」を「協議を受けた」に、「話を継なければ」を「意見を聴かなければ」に改める。

(ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正)

第四十一条 タイボギシン類対策特別措置法（平成十一年法律第二百五等）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同項第四号中「及び方途」を

り
同項に次の二号を加える
五
計画の達成の方途

第十一條第三項中「あらかじめ」の下に「第一項第二回及び第四回に係る部分については」を記入し、「協議」の、その同意を得なければ「協議しなければ」に改める。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第七条、第二十一条、第二十五条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条(次号に掲げる改正規定を除く)、第三十七条规定及び第三十八条の規定並びに附則第八条、第十条、第十一條、第十三条、第十九条、第二十五条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第一項、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条から第三十一条まで、第三十二条、第三十五条、第三十六条第一項、第三十七条、第三十八条(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十条第一項及び第一項の改正規定に限る)、第三十九条、第四十条及び第四十六条の規定 平成二十四年四月一日
二 附則第四十五条第一号の規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成十三年法律第三十七号)の公布の日
三 附則第四十五条第一号の規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成十三年法律第三十七号)の公布の日から起算して三月を経過した日
四 第一条の規定並びに附則第二十九条第一項及び第四十二条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十五号)の施行の日の翌日(いづれか遅い日)
(災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置)
第一条 この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の災害対策基本法第四十条第三項(同法第四十三条第三項において準用する場合を含む)の規定によりされしる協議の申出は、第一条の規定による改正後の災害対策基本法第四十条第三項(同法第四十三条第三項において準用する場合を含む)の規定によりされた報告とみなす。
(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 この法律の施行の際に第九条の規定による改正前の学校教育法第四条第一項の規定によりされている市町村の設置する幼稚園に係る認可の申請は、第九条の規定による改正後の学校教育法第四条の二の規定によりされた届出とみなす。
2 この法律の施行前に第九条の規定による改正前の学校教育法第十三条の規定によりされた市町村の設置する幼稚園に係る開鎖命令は、第九条の規定による改正後の学校教育法第十三条第一項の規定において準用する同条第一項の規定によりされた開鎖命令とみなす。
(保育所に係る居室の床面積の特例)
第四条 都道府県が第十三条の規定による改正後の児童福祉法(附則第七条及び第四十六条において「新児童福祉法」という)第四十五条第一項の規定により条例を定めるに当たつては、保育の実施への需要その他の条件を考慮して厚生労働省令で定める基準に照らして厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間、同条第一項の規定にかかわらず、保育所に係る居室の床面積については、同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとする。
(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 第十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の職業能力開発促進法(次項において「新職業能力開発促進法」という)第十五条の六第一項ただし書の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項ただし書に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練とみなす。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第一項第九号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第五項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によ

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第一項第十号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によ

つて、これを超えることになると認めるとときは、前条第四項の規定にかかるらず、同条第一項又は第二項の許可を与えない」とができる。

一七八 (略)

2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の病床の設置の許可又

は診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第五項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る病床の設置若しくは病床数の増加によってこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第二項の許可を与えない」とができる。

3 都道府県知事は、第一項各号に掲げる者が開設する病院（療養病床等

を有するものに限る。）又は診療所（前条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第五項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数を既に超えている場合において、当該病院又は診療所が、正当な理由がないのに、前条第一項若しくは第二項の許可に係る療養病床等又は同条第三項の許可を受けた病床に係る業務の全部又は一部を行つていないときは、当該業務を行つていない病床数の範囲内で、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、病床数を削減することを内容とする許可の

つて、これを超えることになると認めるとときは、前条第四項の規定にかかるらず、同条第一項又は第二項の許可を与えない」とができる。

一七八 (略)

2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の病床の設置の許可又

は診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る病床の設置若しくは病床数の増加によってこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第二項の許可を与えない」とができる。

3 都道府県知事は、第一項各号に掲げる者が開設する病院（療養病床等

変更のための措置を採るべきことを命ぜる」とができる。

4 前二項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつては、第三十条の四第五項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるところにより、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

5～7 (略)

第三十条の四 (略)

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～八 (略)

九～十一 (略)

3 医療計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

十二～十三 (略)

十三 前各号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項

4 1 前号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項都道府県は、第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たつては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一 医療連携体制の構築的具体の方策について、前項第四号の厚生労

変更のための措置を採るべきことを命ぜる」とができる。

4 前二項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつては、第三十条の四第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるところにより、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

5～7 (略)

第三十条の四 (略)

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～八 (略)

十二～十三 (略)

十三 前各号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項

一 医療連携体制の構築の具体的な方策について、第一項第四号の厚生労働省令で定める疾病又は同項第五号イからヘまでに掲げる医療」とに定めること。

二・四 (略)

5 第二項第九号及び第十号に規定する区域の設定並びに同項第十一号に規定する基準病床数に関する標準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する標準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした標準）は、厚生労働省令で定める。

6 都道府県は、第二項第十一号に規定する基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の標準によらないことができる。

7 都道府県は、第十三項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十一号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

8 都道府県は、第十三項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合には、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十一号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

労働省令で定める疾病又は同項第五号イからヘまでに掲げる医療」とに定めること。

二・四 (略)

4 第二項第十号及び第十一号に規定する区域の設定並びに同項第十一号に規定する基準病床数に関する標準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する標準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした標準）は、厚生労働省令で定める。

5 都道府県は、第二項第十二号に規定する基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の標準によらないことができる。

6 都道府県は、第十二項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十二号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

7 都道府県は、第十一項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合には、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十二号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

ある。

9
～
13] (略)

第三十条の六 都道府県は、少なくとも五年」とに第三十条の四第一項第一号に定める目標（医療計画に同条第二項第一号に掲げる事項を定める場合にあつては、同号に定める目標を含む。）の達成状況及び同条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる事項（医療計画に同条第三項第一号に掲げる事項を定める場合にあつては、同号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

第三十条の六 都道府県は、少なくとも五年」とに第三十条の四第一項第一号及び第九号に定める目標の達成状況並びに同項各号（第一号及び第九号を除く。）に掲げる事項について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

8
～
12] (略)

